

2019年12月13日

MURC Focus

英総選挙は保守党が単独過半数を得て勝利へ

～年明け1月末のEU離脱に弾み

調査部 研究員 土田 陽介

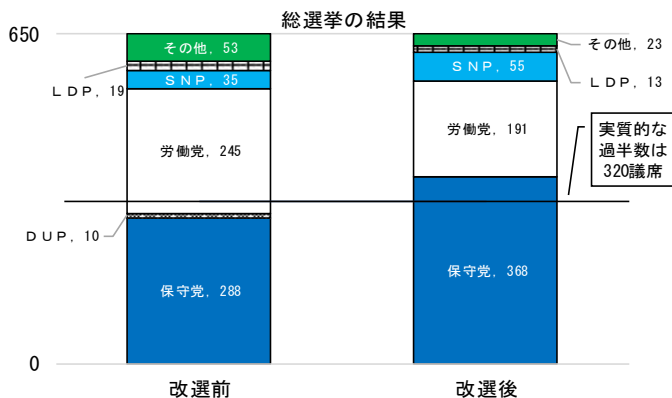
- 12月12日に行われた英国の総選挙は保守党が単独過半数を得て勝利した模様。2016年6月の国民投票から約3年半の歳月を経て、英国はようやく離脱への筋道をつけることができた。
- 1月末のEU離脱後、いわゆる「移行期間」が直ちに適用される。そして英国は、2020年12月までEUの単一市場及び関税同盟にとどまり、EU法の適用を受けることになる。
- 保守党は移行期間を延期しないという公約を掲げたが、英国とEUの双方で思惑が一致するなら、移行期間が2022年以降も年単位で延期される可能性は十分あり得る。

(1) 賭けに勝ったジョンソン首相、保守党単独政権が成立

12月12日に行われた英国の総選挙では、図表1の通りに保守党が単独過半数を得て勝利した模様である。この結果、ジョンソン首相が10月に欧州連合（EU）との間で合意に達した協定案に基づくEU離脱への道が大きく拓けることになった。2016年6月の国民投票から約3年半の歳月を経て、英国はようやく離脱への筋道をつけることができた。

当初の世論調査では保守党が優位であり圧勝が見込まれていたものの、選挙戦終盤には労働党の支持率も上昇し、接戦が伝えられるようになった。ジョンソン首相もまた、自身が出馬したロンドン西部アクスブリッジ・アンド・サウスライスリップの選挙区で、労働党の若手候補との間で接戦を余儀なくされた模様である。

図表1. 選挙結果の概要



(注1) 出口調査段階（現地時間12月12日22時）に基づく
 (注2) LDPは自民党、SNPはスコットランド独立党
 (出所) 英選挙管理委員会、英国放送協会（BBC）など

図表2. EU離脱後もいくつかの節目

今後想定される英国のEU離脱の主な展開

- ① 1月末のEU離脱
- ② 移行期間の開始（～2020年12月）
- ③ 各国との通商協定の締結交渉
- ④ 移行期間の期限延長？（～2022年）
- ⑤ 移行期間の終了（2022年以降？）
- ⑥ 北アイルランドの国境措置の発動（移行期間終了後）

(出所) 筆者作成

しかしながら蓋を開けてみると、保守党は改選前より80ほど議席を増やし、単独過半数を回復することができた。同時に単独過半数の議席を得たことでジョンソン首相は、これまでのEU離脱交渉をかく乱する「ノイズ」として働いていたアイルランドの地域政党DUP（民主統一党）との連立を解消することが可能になった。

今後英国は、2019年10月にEUとの間で合意に達した協定案（新協定案）に基づき、EUから離脱することになる。英議会が12月中に新協定案に批准すれば、英国は2020年1月1日にもEUを離脱することが可能になる。もっとも離脱が確実な情勢の中では、敢えてそれを急ぐ理由もないことから、英国は期限に定められた1月31日にEUを離脱するとみられる（図表2）。

（2）強過ぎる左派色が労働党の大きな敗因

労働党の最大の敗因は、EU離脱に関して曖昧なスタンスに終始したことにあつたと考えられる。つまりコービン党首は、労働党が勝利した場合、EUと離脱交渉を再び行ったうえで、残留をもう一つの選択肢とする国民投票を行うというスタンスで総選挙に臨んだ。この曖昧な態度のため、EU残留派の支持者を十分に汲み取れなかった。

労働党内にも、EUからの離脱そのものを支持する勢力が一定数存在しており、そのために労働党はEU残留を前面に打ち出すことができなかった。加えてコービン党首は、図表3にあるように、鉄道や鉄道、発電、郵便などの再国有化に加えて、高額所得者への課税強化や労働時間削減など左派色が非常に強い公約を掲げた。

労働党の執行部には、強い左派色を掲げることで保守党との違いを明確にする意図があつたと考えられる。しかしながら、その左派色の強さゆえに、労働党はEU残留派をまとめることができなかった。さらに、元々は労働党を支持する有権者の中にも一定数存在したEU離脱派の票を取りこぼす結果にもつなげた。

図表3. 左派色が強過ぎた労働党

労働党の主な公約（離脱関係を除く）

- 鉄道、水道、電力、郵便などを国有化
- 2030年までに英全土に光ファイバー網によるブロードバンド環境を整備し、無料で提供する
- 多国籍企業に対する課税強化（英国での売上、従業員業務の比率などに基づく）
- 上位5%の高額所得者（年8万ポンド以上＝約1150万円以上に対する増税
- 包括的で新たな金融取引税の導入
- 印紙税の課税対象を外国為替、金融派生商品、商品取引にも拡大し、取引費用の50%にする
- 週休3日制の導入
- 労働時間削減（10年以内に平均的な労働時間を32時間まで）

（出所）労働党マニフェストなど

図表4. 実現可能性が高い公約を掲げた保守党

保守党の主な公約（離脱関係を除く）

- 増税の凍結（所得税、付加価値税、社会保険料の据置き）
- 年金の増額（年2・5%）
- 低技能労働者の流入を抑制するために、オーストラリア式のポイント型移民制度を導入
- 国民医療制度（NHS）の看護師を5万人増加させる
- 子育て支援施設の拡充（25万施設以上）
- 学費の凍結
- マンチェスター＝リーズ間の鉄道新設
- 2050年の温室効果ガスの排出ゼロの実現（低機能住宅の補修に63億ポンド支出など）
- 凍結など道路の損壊の補修工事に年間5億ポンド支出
- NHS病院の駐車料金を無料化

（出所）保守党マニフェストなど

比較のために保守党のマニフェスト（図表4）からEU離脱以外の公約を確認してみると、労働党のような強い左派色はうかがえないものの、幅広い有権者に訴えかけるような政策（増税の凍結、年金の増額、医療や子育て支援の体制拡充など）が掲げられている。実現可能性という意味でも、保守党の方に分があったと言えよう。

（3）保守党は公約を撤回して移行期間の延長を要請せざるを得ない可能性

1月末のEU離脱後、いわゆる「移行期間」が直ちに適用される。そして英国は、2020年12月までEUの単一市場及び関税同盟にとどまり、EU法の適用を受けることになる。この移行期間のうちに、英国はEUや第三国と自由貿易協定（FTA）を締結するなどして、21年以降を見据えた新たな通商体制を整えなければならない。

もともとFTAを締結できたとしても、通例、その発効までには年単位の時間を要する。2020年12月までという一年弱の期間でEUや第三国とFTAを締結し、発効することはほぼ不可能と言える。そのため移行期間の延長は免れず、11月にEUとの間で合意に達した協定案でも、2022年までの移行期間の延長が認められている。

保守党は移行期間を延期しないという公約を掲げたが、英国とEUの双方で思惑が一致するならば、移行期間が2022年以降も年単位で延期される可能性は十分あり得る。つまり、少なくとも数年のうちに英国とEUの通商関係が劇的に変化することは考え難く、今後も貿易取引に関しては現状がしばらくの間は維持される。

移行期間が延長されれば、北アイルランドの取り扱いに関しても現在の状態が維持されることになる。つまり英国は、離脱によってEUの政策決定に携わることはなくなるが、実態としてはEUの準構成国として機能し続けることになる。真の意味でのEU離脱は、実現するとしても数年後のことになるだろう。

（4）企業の撤退には歯止めがかからない公算大

移行期間が延長される可能性は高いと考えられるが、それがいつまでとなるか定かではない。英国を拠点にEU向けのビジネスに従事している企業にとって、不透明な状況が続くことは好ましくない。日系も含めた多くの企業は、これまでもサプライチェーンの再編を図り、英国からEUに拠点を移転する動きを進めてきた。

今回の総選挙の結果を受けて、英国のEU離脱が明確になった。このことで、物流の停滞や為替の変動といったリスクを軽減する目的から、多国籍企業が拠点を英国から大陸に移転させる動きは製造業を中心に一層と加速するだろう。当然こうした動きは、英国経済の潜在成長力を削ぐ方に働くことになる。

英政府は、税制優遇などの措置を通じて多国籍企業の誘致や新興企業の育成に努める方針である。企業誘致に関しては、英国が投資先としての魅力を再び高めるためにも、各国との通商協議を進展させていく必要がある。一方で起業支援については、その花が咲くとしても、10年単位の長期の時間を要するだろう。

ジョンソン首相はこれまで、EUを離脱すれば英国に明るい未来が待っていると国民を鼓舞し続けてきた。確かにEUという枠組みに問題がないわけではないが、一方で英政府は離脱後を見据えた確たるビジョンを持っているわけでもない。海図なき航路を進もうとしている英国であるが、先行きに待つ試練は非常に厳しいものになると予想される。

— ご利用に際して —

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。